

○松本市住まいのゼロカーボン推進補助金交付要綱

令和7年3月19日

告示第103号

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭部門における最終エネルギー消費量の削減によってゼロカーボンを推進するため、住宅の創エネ、蓄エネ及び省エネ設備機器等（以下「機器等」という。）の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) リース契約 住宅に居住する者と機器等の所有者とが締結する当該機器等の賃貸借契約をいう。
- (2) PPA 住宅に太陽光発電設備の所有及び管理を行う事業者（以下「PPA事業者」という。）が発電設備を設置し、当該発電設備によって発電された電力を当該住宅において電力を使用する者へ有償提供する電力購入契約をいう。
- (3) 松本「0円ソーラー」登録プラン 市内の住宅において太陽光発電設備を設置しようとする所有者又は所有者の承諾を得た者に対し、当該住宅の所有者等が負担する費用がない設置方法として市長が認めるもの（以下「事業プラン」という。）の情報を提供するため、市に事業プランを提供する事業者として登録する制度をいう。

(対象機器等)

第3条 補助金の交付の対象となる機器等（以下「対象機器等」という。）及び交付要件は、別表第1のとおりとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、市内に所在する住宅（以下「対象住宅」という。）に対象機器等を設置するものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第8条の規定による申請の時点で、対象機器等の設置が完了した日から180日以内（新築住宅にあっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定による検査済証の交付日から起算して180日以内）のものであること。
- (2) 中古品の設置、修繕その他これらに類するものでないこと。
- (3) 対象機器等の購入先が市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業者（以下「市内事業者」という。）であること（リース契約又はPPAによる場合を除く。）。
- (4) 市内事業者が対象機器等の設置工事をしたものであること。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 対象住宅に対象機器等の設置をした当該住宅の居住者（対象住宅に現に居住し、住民票（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民票をいう。）の住所に対象住宅の所在

地が記録されている者をいう。)又はPPA事業者

(2) 対象住宅が賃貸住宅である場合は、当該住宅の所有者から対象機器等の設置について同意を得ている者

(3) 松本市暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でない者

(4) 市税を滞納していない者

(補助金額の算定)

第6条 補助金額は、別表第2のとおりとする。ただし、補助金額は、対象者が対象機器等を設置するために負担した額を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助の回数)

第7条 補助の回数は、同一年度内で、1軒の住宅につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、松本市住まいのゼロカーボン推進補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号、様式第2号又は様式第3号)に、別表第3に定める書類を添えて市長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請は、一つの対象機器等に対し一回のみとする。

(交付決定及び金額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付決定及び補助金額の確定をしたときは松本市住まいのゼロカーボン推進補助金交付決定兼確定通知書(様式第4号)により、補助金の不交付決定をしたときは松本市住まいのゼロカーボン推進補助金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(手続代行者)

第10条 申請者は、第8条の補助金の交付申請について、申請者が任意に定める者に対してこれらの手続を委任することができる。

(変更等の承認申請)

第11条 第9条の規定により補助金の交付決定及び補助金額の確定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定の通知を受けた後、第8条の規定による申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、松本市住まいのゼロカーボン推進補助金変更・中止承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更等の承認決定)

第12条 市長は、前条の規定により変更又は中止の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、松本市住まいのゼロカーボン推進補助金変更・中止承認決定通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 交付決定者は、速やかに松本市住まいのゼロカーボン推進補助金交付請求書(様式第8号)を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(交付決定の取消及び補助金の返還等)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他市長が不適当と認める行為があったとき。

(対象機器等の管理)

第15条 交付決定者は、その対象機器等を善良なる管理者の注意をもって適正に管理し、補助金の交付の目的に従いその適正な運用を図らなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

区分	対象機器等		交付要件
創エネ設備	太陽光発電設備		・10年以上のメーカー保証がある機器であること。 ・太陽電池の最大出力(太陽光発電設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(kW表示とし、小数点以下2桁未満は四捨五入)をいう。)が既設置分を含め10kW未満の太陽光発電設備であること。 ・リース契約又はPPAにより設置する場合は、松本「0円ソーラー」登録プランに登録された事業者かつ当該プランに登録された事業プランによる設置であること。 ・PPA以外の方法で設置する場合は、申請者が電灯契約者であること。
	熱利用設備	太陽熱利用設備(自然循環型、強制循環型)	3年以上のメーカー保証がある機器であること。
		地中熱利用設備	・地中熱(地下水熱を含む。)を住宅における空調又は給湯の熱利用に供すること。 ・電気ヒートポンプの中間期(電気ヒートポンプのJIS基準に定める中間期をいう。以下同じ。)のエネルギー消費効率(以下「COP」という。)が3.0以上であること。 ・地下水の水位(地盤沈下)、水質、水温に悪影響が生じないものであること。
蓄エネ設備	蓄電設備	定置型蓄電池	・10年以上のメーカー保証がある機器であること。 ・蓄電池部、インバータ、コンバータ及びパワーコンディショナ等の電力変換装置が一体的に構

			成されている機器であること。
			・太陽光発電設備に連結する機器であること。 ・リース契約又はP P Aにより設置する場合は、松本「0円ソーラー」登録プランに登録された事業者かつ当該プランに登録された事業プランによる設置であること。
		電気自動車	・住宅との間で相互に電力を供給できる機能を有するものであること。 ・申請者が自動車検査証に記載された所有者又は使用者と同一の個人であること。 ・自動車検査証に記載された使用の本拠の位置が申請者の住所と同一であること。 ・自動車検査証に記載された燃料の種類が電気のみであること。 ・住宅に太陽光発電設備及び電気自動車等充給電設備（V 2 H）が導入されている又は同時に導入されること。
		電気自動車等充給電設備（V 2 H）	・電気自動車等と住宅との間で相互に電力を供給できる機器であること。 ・住宅に太陽光発電設備及び電気自動車が導入されている又は同時に導入されること。
省エネ設備	開口部断熱改修	内窓設置、外窓交換、窓ガラス交換、玄関ドア交換又は勝手口ドア交換	・開口部が外気と直接接していること。ただし、風除室やサンルーム等のエクステリア商品は考慮しない。 ・改修後の開口部の熱貫流率が3. 5 0 W／（m²・K）以下となる工事であること。
	L E D照明器具	灯具を含むL E D照明器具の設置	・屋内に設置する機器であること。ただし、車庫及び倉庫等を除く。 ・一般社団法人日本照明工業会会員メーカーの機器であること。 ・電気工事を伴って設置するものであること。
	高効率給湯器等	電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート）	J I S C 9 2 2 0に基づく年間給湯保温効率又は年間給湯効率が2. 7以上であること。
		潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）	給湯部熱効率が9 4 %以上であること。
		潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）	連続給湯効率（エネルギー消費効率）が9 4 %以上であること。
		家庭用燃料電池（エネファーム）	一般社団法人燃料電池普及促進協会が機器登録制度においてリストに掲載している機器であること。
		ハイブリッド給湯器（ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器）	・熱源設備が電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器とを併用するシステムであること。 ・貯湯タンクを持つ機器であること。 ・電気ヒートポンプの中間期のC O Pが4. 7以上であり、かつ、ガス機器の給湯部熱効率が9 4 %以上であること。

備考

- 1 事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる住宅にあっては、住宅部分に設置した機

器等に限る。

- 2 省エネ設備は、住宅の建築（増築、大規模修繕及び模様替えを除く。）に係る検査済証の交付日より後に設置したものに限る。

別表第2（第6条関係）

区分	対象機器等		補助金額			
創エネ設備	太陽光発電設備（申請者が居住者である場合）		対象機器等の太陽電池の最大出力に1kW当たり5万円を乗じて得た額又は20万円のいずれか少ない額			
	太陽光発電設備（申請者がPPA事業者である場合）		4万5,000円。ただし、既築住宅に設置する場合は、5万円			
	熱利用設備	太陽熱利用設備（自然循環型）	4万円／基			左記の金額の合計額又は20万円のいずれか少ない額
		太陽熱利用設備（強制循環型）	8万円／基			
		地中熱利用設備	20万円／基			
蓄エネ設備	定置型蓄電池（申請者が居住者である場合）		1申請当たり20万円			
	定置型蓄電池（申請者がPPA事業者である場合）		1申請当たり5万円			
	電気自動車		1申請当たり20万円			
	電気自動車等充給電設備（V2H）		1申請当たり20万円			
省エネ設備	開口部断熱改修	内窓設置	小	面積が1.7㎡未満	6,000円／箇所	左記の金額の合計額又は20万円のいずれか少ない額
			中	面積が1.7㎡以上3.5㎡未満	1万5,000円／箇所	
			大	面積が3.5㎡以上	3万円／箇所	
		外窓交換	小	面積が1.7㎡未満	9,000円／箇所	
			中	面積が1.7㎡以上3.5㎡未満	3万1,000円／箇所	
			大	面積が3.5㎡以上	6万5,000円／箇所	
		窓ガラス交換	小	面積が0.6㎡未満	4,000円／枚	
			中	面積が0.6㎡以上1.2㎡未満	1万円／枚	
			大	面積が1.2㎡以上	1万6,000円／枚	
		玄関ドア交換		6万6,000円／箇所		
		勝手口ドア交換		2万7,000円／箇所		
		LED照明器具		設置機器のルーメン（光束）に1.4		

		円を乗じた額
高効率給湯器等	電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート）	10万円／基
	潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）	4万円／基
	潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）	5万円／基
	家庭用燃料電池（エネファーム）	20万円／基
	ハイブリッド給湯器（ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器）	8万円／基

別表第3（第8条関係）

書類名	備考
対象機器等一覧（様式第9号）	
補助金算定表（様式第10号）	申請者がP P A事業者以外の場合に限る。
対象住宅の地図等	対象機器等の設置をした建物の所在地（番地等）が分かるもの
領収書の写し、リース契約書の写し又は電力購入契約書の写し	・申請者が対象機器等を購入した場合、当該対象機器等の購入、設置等に係る費用負担の内容が分かるもの ・申請者氏名が記載されたもの ・支払日又は領収日が記載されたもの ・申請者がリース契約によって太陽光発電設備及び定置型蓄電池を設置した場合、リース契約書の写し ・申請者がP P Aによって太陽光発電設備又は定置型蓄電池を設置した場合、P P Aの締結に係る書類の写し
見積書及び内訳書の写し	・対象機器等の購入、設置等に係る費用の内訳が分かるもの（太陽光発電設備にあっては太陽電池モジュールの定格出力及び枚数の分かるもの） ・領収書の金額の内訳が確認できるもの ・申請者がリース契約によって太陽光発電設備及び定置型蓄電池を設置した場合、リース契約の費用等が確認できるもの ・申請者がP P Aによって太陽光発電設備又は定置型蓄電池を設置した場合、P P Aの費用等が確認できるもの
仕様書、カタログ等の写し	・対象機器等の外観が確認できるもの ・交付要件が確認できるもの
家屋の平面図	・対象機器等を設置する箇所全てが分かるもの
対象住宅及び対象機器等の設置前及び設置後の写真	・建物全体及び対象機器等の設置前後の状況が確認できるもの ・太陽光発電設備については、太陽電池モジュール

	ルの枚数を確認できるもの ・定置型蓄電設備にあっては太陽光発電設備設置状況を確認できるもの ・電気自動車にあっては、太陽光発電設備及び電気自動車等充給電設備（V 2 H）の設置状況並びに駐車場の状況を確認できるもの ・電気自動車等充給電設備（V 2 H）にあっては、太陽光発電設備の設置状況及び電気自動車の導入状況を確認できるもの
自動車検査証の写し	電気自動車を導入する場合に限る。
保証書等の写し（太陽光発電設備若しくは定置型蓄電池をリース契約又はP P Aによって設置する場合及び電気自動車を導入する場合を除く。）	・申請者の氏名又は名称が記載されたもの ・対象機器等の型番、商品名等が記載されたもの ・メーカー又は販売代理店発行のもので、交付決定者又は設置事業者宛に発行されたもの ・機器の保証書、納品書、出荷証明書その他新品の機器を設置したことが確認できるもの ・開口部の断熱改修の場合の納品書及び出荷証明書においては、寸法の記載のあるもの
市税の滞納がない証明書	・税情報の照会に同意しない場合に限る。
登載証明書等	・P P Aにより設置する場合に限る。 ・対象住宅の所有者が確認できるもの
その他市長が必要と認める書類	